

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための
基本的な指針」の検証等に関する有識者会議 運営要綱

令和5年3月6日

（会議の運営）

第1条 「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」の検証等に関する有識者会議（以下「会議」という。）の議事の手続きその他会議の運営に関しては、この運営要綱の規定するところによる。

2 会議の運営に当たっては、内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局の協力を得るものとする。

（座長）

第2条 座長は、会議の事務を掌理する。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（書面による審議）

第3条 座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより審議を行うことができる。

2 前項の規定により審議を行った場合は、座長が次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第4条 会議は、議論の内容が投資行動の憶測等につながり市場へ影響を及ぼす可能性等があることから、非公開とする。

（議事要旨の公開）

第5条 会議の開催後に、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、構成員の確認を得た上で公開する。

- 一. 会議の日時及び場所
- 二. 出席した構成員の氏名
- 三. 議題
- 四. 会議の概要及び結果

（資料の公開）

第6条 会議の配布資料は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、座長は、全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一. 投資行動の憶測等につながり市場へ影響を及ぼす可能性がある場合
- 二. 個人若しくは法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

（秘密保持）

第7条 構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第8条 前各条に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。